

看護師・准看護師の奨学金制度について

島田台総合病院では資格取得推進のため奨学金制度を設けサポートしております。

○奨学金の対象者

看護師・准看護師を養成する教育機関に合格した者。

○奨学金の内容

奨学金は、看護師過程（3年または4年）は月額5万円、准看護師過程（2年）は月額3万円。

○奨学金の返済免除

資格を得て当院入職後、看護師過程（看護大学4年）は6年間、看護師過程（3年）は5年間、准看護師過程（2年）は3年間精勤した場合は、奨学金の返済を免除する。

○資格試験に不合格となった場合の奨学金の返済

看護師、准看護師の資格試験に不合格となった場合は、当院に准看護師又は看護補助者として勤務し、毎月の給与支給日に一定額を返済するものとする。

○就学中の勤務

看護学校等の学生期間中は、学業に専念するとともに、休日、夏休み等、看護学校等が休みの時は、当院で准看護師又は看護助手者として勤務することを原則とする。

なお、当院に勤務している期間は当院既定の手当てを支給する。

※詳細は下記までお問い合わせください

